

第2037回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年9月10日（木） 午前10時開会
午前11時9分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 石川教育長、櫻井教育長職務代理者、今井委員、神山委員、小野委員、鈴木委員、佐藤副教育長、案浦参事、小谷野教育総務部長、田中県立学校部長、岡島市町村支援部長、平野教育総務部副部長、廣川総務課長（書記長）、酒井県立学校人事課長、山之内保健体育課長、太田財務課長
高久書記、宮書記、荻野書記、齊藤書記、北澤書記
- 4 会議の主宰者 石川教育長
- 5 会 議
 - (1) 前回議事録の承認
 - 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 石川教育長が、小野委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
石川教育長が、第78号議案から第80号議案まで並びに第82号議案及び第83号議案の審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
石川教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 議事

第 8 1 号議案 令和 9 年度当初教育局等職員人事異動方針について

上程

廣川総務課長（提案理由、人事異動の目的、人事異動の基本方針、基本方針を踏まえた配置の考え方について説明）

鈴木委員 企業でも若手を育成することが非常に課題になっています。本人の適性がどこにあるのか、それを見極めることが非常に課題となっていますので、我々の企業の中では、ジョブローテーション制度とあって、若手のうちにはなるべく幅広いところを経験させて、その中で本人にどこに適性があるのかということを見極めて、その分野で専門性を育てていくということをやっています。この方針の中で、そういった要素が含まれているのかについて教えてください。

廣川総務課長 今お話いただいたような考え方というのは、非常に重要な観点だと思っています。実際の人事異動の中でも、そういったところには配慮しながら、これまでもやってきているところでございます。方針の中で具体的なところとしましては、資料 5 ページの（3）多様な人材の活躍推進のイにあります「若年層から切れ目のないキャリア意識の形成」において示しております。そういったところで職員の職域拡大、積極的な登用を図るところで、フィットしているものと考えております。

鈴木委員 勤務の継続という観点も含めて、そういった取組を深めていっていただければよいと思います。

今井委員 若手の方々が異動したときに、引継ぎ期間というのはとても短いとは思いますが、やはり一生懸命頑張ろうという気が張った状態が入ってくる教職員の方もいらっしゃると思いますので、そういう方へのフォローをこれからも手厚くしていただければと思います。昔であれば「習うより慣れろ」というような感覚もあったと思いますが、今の若い人たちは、戸惑うことを自分の責任のように感じてしまう方も多いと思いますので、そこの部分のケアを十分にさせていただいて、適材適所、そしてその人が実力を発揮できるような環境を整えていただきたいと思います。

廣川総務課長 御指摘いただいた点も本当にそのとおりだと思っております。そういった点に十分配慮しながら人事異動を進めてまいりたいと思います。やはり昔の感覚と現在では、時代的な変化による違いというのは出てきていると思いますので、そういったところを十分意識しながら、また、そういったことを各所属にもしっかりと伝えながら、人事異動を進めてまいりたいと思います。

小野委員 御提案いただいた方針について全く異論はございませんが、現状について確認させていただきたいと思います。教職員の方の人事異動方針、あるいは様々な課題が議論された際に、年齢層のばらつきが課題になっているところがあるかと思います。一定の年齢層がすごく少ないであるとか、それを見越したときにどういうふう採用していくかといったようなことですが、そういった点を鑑みたときに、教育局と教職員の人事というところで、現状の偏りなど、課題がもしあるようでしたら教えてください。

廣川総務課長 今お話がありましたとおり、局の中でも年齢層によって人数的な偏りはございます。今、教育局の職員の中で一番多いのは40代で300人程度、30代が250人程度というところで、そこを山としているような形になっております。そういった年齢層の配置も見ながら、適材適所で人材配置できるように、人事の方を考えてまいりたいと思います。

小野委員 一方で、人材には当然限りがありますので、その制限の中でのより良い形での配置ということを常日頃から心掛けていただいているかとは思いますが、先を見通す採用といったことも含めながら、引き続き御対応いただきたいと思います。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

カスタマー・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について

廣川総務課長（提出理由、名称及び対象、趣旨、施行期日について説明）

神山委員 最後の方で説明のあったスクールロイヤーの活用事業というのはどのような事業なのか教えてください。

酒井県立学校人事課長 スクールロイヤー活用事業というのは、例えば生徒指導上のことや、保護者対応等で問題が生じた場合に、法的な瑕疵がないかどうかというのことを、学校長を通じて相談をするという事業でございます。

神山委員 国と県、どちらがやっている事業なのでしょうか。国の施策の中にあるのですか。

酒井県立学校人事課長 これは県として行っているものでございます。

神山委員 この事業はいつから行っているのでしょうか。

酒井県立学校人事課長 令和２年度から実施しております。

神山委員 スクールロイヤーが必要な場面がすごく増えていて、市町村の学校等の場面でもあると思います。例えば県立ではなく、市町村の学校で何か問題があった場合でも使えるのですか。それはまた別なののでしょうか。

酒井県立学校人事課長 基本的にスクールロイヤー活用事業は県の事業ですので、市町村におきましては市町村等でお願いをしている弁護士等を使って相談をするという形もありますが、県の方に相談が上がってくるケースもございますので、そういうときは柔軟に対応していくという形で考えております。

岡島市町村支援部長 市町村立学校につきましても、この県の事業の中で、市町村の方から上がってきましたら相談ができるという、そういった体制を整えております。

小野委員 今回の要綱が二つ出たというのは、もちろん局と学校それぞれのということですが、一方で、実際に上がってくる具体的な対応や苦情の寄せられ方というのは、やはり違うのだらうなと思います。その意味では要綱が二つに分かれているというのはすごく大きな意味があるかなと思います。イメージに過ぎないかもしれませんが、端的に言ってしまうと、より学校の方がダイレクトな形で意見、苦情といったようなものが寄せられるのではないかと思います。その時に組織として対応するといった場合に、やはり局というある程度大きな規模のところで、お子さんがいるという意味も含めての学校というところだと、窓口対応や窓口の設置の仕方といったものにも、今後またより一層の工夫や調整というものが必要になってくるのではないかなと思います。その辺りのこ

とが、今回この要綱を制定していただいた上で、今後、調整していくときの一つのポイントになるのではないかなと思います。

廣川総務課長 おっしゃるとおり、やはり要綱を分けたというところには、学校では生徒や保護者と直接触れ合う機会が多いというところ、また、局でも様々な御意見が寄せられるところではありますが、それぞれ、やはり御意見の寄せられ方であるとか、御意見の内容については、差があるところかなと思っております。そういった意味では、学校の方では、校内の組織を立ち上げて、組織的に対応するというような要綱の設定にさせていただいております。今後またこれを運用していく中で改善の要素などがあるようであれば、その都度また見直しをして、より良いものにしていければと思っております。

櫻井教育長職務代理者 今回、国の法律ができて、県の条例ができて、事業者に、職員を守るために、こういうものを作りなさいという決まりができたことに伴ってできたものだと思いますが、こういう苦情だとか相談だとかこれを超えたものだとかというのは非常に微妙なところがあって、色々とあったときに、組織的対応という一言で済んでいますけれども、きちんとした処理過程をルーチンで作っていかないといけません。個々の判断でこれはカスハラだというのはなくて、その背景に何があったのかというのをきちっと調査すべきだと思います。ですので、今回これで一番大切なことは、保護者が意見を言ってきたときに、「あの人はうるさいからだめだ」としてしまいうのではなく、どういう背景があるのか、教員がどういう対応をしたからこういうことになったのかということまで、きちんと調査するようなシステムを作っていないといけないと思います。こういうハラスメントではなく、苦情の裏に隠された本当に必要な改善に目が向けられなくなることがありますので、個々や学校単位ということではなく、しっかりとみんなで見つめて、複数で対応できるようなシステムを、是非これを機に改めて見直していただければと思います。

廣川総務課長 御指摘いただいたとおり、意見、要望が全てカスタマー・ハラスメントであるということでは決してないわけございまして、また、その背景には、この行政サービスの利用者等側のお考えとか、感じるところといった色々な思い

などもあるかと思います。コミュニケーション不足がカスハラの原因や背景になっているということもあり得るともこの運用通知の中では触れさせていただいて、その対応力の向上を図ることが防止の上で重要だということも運用通知の中では言わせていただいております。決して一人に任せるのではなく、組織的に対応できるように、そういったところも進めてまいりたいと思います。

鈴木委員 櫻井委員がおっしゃったように、カスタマー・ハラスメントの区分けということも大事だと思います。具体例もありますので、そこについて確認していただければと思います。質問は、県が県職員を守るというのは当然のことで、こういう要綱を設定するのは当たり前のことかなと思います。要旨を含めて、こういう要綱を設定したというのを外部に適切にアナウンスしないとやはりよろしくないと思います。外へのアナウンスの仕方というのは、今どういうものを考えているのか教えてください。

廣川総務課長 委員がおっしゃるとおり、これは県の内部の職員同士の問題ではなく、県民と職員との関係性の問題といえますか、テーマになりますので、そういったことについてはしっかりこういう要綱ができたということを対外的に示していく必要があるかなと考えております。ホームページ等に掲載をさせていただいて、県としてはこういう要綱を制定して取り組んでいますということについてはしっかりと周知していきたいと考えております。

酒井県立学校人事課長 学校については、学校がこういう形で対応しているということを、保護者等にしっかりと御理解いただけるような周知方法として、リーフレット等の作成を含めて考えております。しっかりと理解いただけるように進めたいと思います。

(4) 次回委員会の開催予定について

9月24日（木）午前10時

<非公開会議結果>

議事

第 78 号議案 県議会令和 8 年 9 月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和 8 年 9 月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を述べました。

第 79 号議案 県議会令和 8 年 9 月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和 8 年 9 月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を述べました。

第 80 号議案 県議会令和 8 年 9 月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和 8 年 9 月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を述べました。

第 82 号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った県立秩父農工科学高等学校の男性教諭（39 歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 83 号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った県立川島ひばりが丘特別支援学校の男性教諭（31 歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。